

令和7年度被災宅地危険度判定士更新講習会のお知らせ

(群馬県被災宅地危険度判定士登録要綱第6条第2号に基づく講習会)

群馬県被災土地建物判定対策推進協議会会長

(群馬県県土整備部建築課長 茂木 好文)

日頃より被災宅地危険度判定士制度に対し、多大なご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「群馬県被災宅地危険度判定士登録要綱第8条第1項」に基づき、今年度をもって登録の有効期間が終了する宅地判定士の皆様を対象に更新講習会を下記のとおり実施することとなりましたので、引き続きこの制度に対しご協力頂ける皆様方につきましてはこの機会に①『座学講習』もしくは②『課題提出』のいずれかを選択していただきますようご案内申し上げます。

今年度も、座席に限りがあるため②『課題提出』を実施いたします。

記

- (1) 講習会実施日時
 - ① 令和7年12月12日(金) (講習時間: 約2時間) 14:00~16:00
 - ①【座学講習】 ※人数の都合上、100人までとします(先着順)。申請101人目以降は②の課題を提出していただくことになります。
 - ②【課題提出】 ② 令和7年12月8日(月)まで
- (2) 講習会会場
 - ① 群馬県庁 29階 291会議室(前橋市大手町1-1-1)
 - ② ご自宅等で、群馬県ホームページから資料をダウンロードし、課題を実施してください。
- (3) 講習会の科目等 裏面に記載した「講習会次第」のとおりです。
- (4) 受講料 無 料
- (5) 定 員
 - ① 100名(1講習会につき100名を予定しています。)
 - ② 上限なし
- (6) 申 込 方 法
 - ・ 群馬県被災宅地危険度判定士登録要綱第5条及び第8条で定める『被災宅地危険度判定士登録(更新)申請書(様式第1号)(裏面含む)』に必要事項を記入及び必要書類(登録証、写真2枚)を添付の上、(7)申込先へ直接ご持参、又は郵送でお送りください。
 - また、受講希望①又は②のいずれかを『別紙』に記入して、上記書類と一緒に提出してください。
 - なお、②課題提出できる方は、記入した『様式-1』『様式-2』も同封して提出してください。
 - ・ 【座学講習】 申込み 締め切り日: 令和7年12月8日(月) 必着
 - 【課題提出】 課題提出締め切り日: 令和7年12月8日(月) 必着
 - ・ 万が一、会場等の都合により受講頂けない場合には、(7)から電話連絡等をさせていただきます。
- (7) 申 込 先 群馬県県土整備部建築課開発係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
(課題提出先) TEL:027-226-3704 FAX:027-221-4171 E-mail: takezawa-h@pref.gunma.lg.jp
そ の 他
 - ・ 群馬県被災宅地危険度判定士の登録申請手続きについては、群馬県ホームページ「被災宅地危険度判定士の登録更新について」よりご確認ください。 <https://www.pref.gunma.jp/06/h7300232.html>
 - ・ 「群馬県被災宅地危険度判定士登録要綱第6条」に定める他の講習会(図上訓練等)を受講し、修了している場合はその旨が分かる書類とともに『別紙様式1』に必要事項を記載し、提出してください。
 - ・ 過去に被災地等で判定活動を行った場合は「群馬県被災宅地危険度判定士登録要綱第8条第2項」に該当となりますので、『別紙様式1』に必要事項を記載し、判定活動を行ったことが分かる書類(記録、写真等)を添付して提出してください。

令和7年度被災宅地危険度判定士更新講習会次第（①座学講習）

日 時 令和7年12月12日（金）14:00～16:00
会 場 群馬県庁 29階 291会議室

科 目	時 間 割	講 師 等
受付	13:30～14:00	
開講あいさつ	14:00～14:10	群馬県被災土地建物判定対策推進協議会会長 （群馬県県土整備部建築課長）
被災宅地危険度判定制度について	14:10～14:30	群馬県被災土地建物判定対策推進協議会 （事務局）
被災宅地危険度判定方法と解説	14:30～15:50	〃
群馬県被災宅地危険度判定士登録手続等について	15:50～16:00	〃

※ 受講席は、受付番号順に指定席となる予定です。

※ 講習科目・内容等につきましては一部変更となる場合もあります。

②課題提出

②課題提出で受講の場合には、群馬県ホームページから『令和7年度更新講習会資料』をダウンロードし最後までお読みいただき『調査票【記入用紙】様式—1、様式—2』に『例題1』『例題2』の課題を実施し、令和7年12月12日（金）までに手書きで記載された各様式を『郵送』もしくは電子メール（PDF、写真等）で takezawa-h@pref.gunma.lg.jp まで提出してください。（記載事項が確認できる程度の画素数でお願いいたします。）